

建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者及び監理技術者補佐の志摩市発注工事における取扱い・運用について

建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）及び監理技術者を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）の配置については、「建設業法施行令の一部を改正する法令等の施行について（通知）（国不建第176号、令和2年9月30日）」により、特例監理技術者を配置した場合の留意事項として「公共工事の発注者等は、特例監理技術者が兼務できる工事現場の範囲について、適切に判断することも必要である。」とされている。このことから、志摩市発注工事における特例監理技術者の取り扱いについて、下記のとおりとする。

なお、本通知の取扱いについては、令和3年4月1日から適用します。

記

次の要件をすべて満たす場合は、特例監理技術者を配置することを認めるものとする。なお、これ以外に必要な要件がある場合は、発注機関の長が定めることとする。

予定価格が3億円未満の工事であること。

工事の技術的難度が高い工事でないこと。なお、技術的難度が高い工事とは、施工方法、施工条件、周辺環境の調整など考慮し、発注機関にて決定すること。

兼務できる工事数は2件までであること。

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項（167条の13で準用する場合を含む。）に基づく低入札価格調査の対象となった者と契約した工事でないこと。

24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事でないこと。

兼務する工事の場所が特例監理技術者としての職務を適正に遂行できる範囲として、志摩市内であること。

公共工事であること。志摩市発注に限らず、国・県・他市町などの公共機関等の発注工事も対象とする。

監理技術者補佐を専任で配置すること。

監理技術者補佐は、一級施工監理技士補又は一級施工監理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有するものであること。なお、管理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

監理技術者補佐は、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。

特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。

監理技術者補佐が担う業務等について明らかにすること。

現場の安全管理体制について、平成7年4月21日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「総括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とする。」とされていることから、施工体制に留意すること。